

● ● ● 手口を知つてだまされない!! ● ● ●

わが家の

# 悪質商法

## 撃退マニュアル



監修／東京経済大学教授・弁護士 村千鶴子



里庄町企画商工課

身に覚えのない請求書が届いた…

架空請求・不当請求

家族や公的機関などを装った電話がかかってきて…

振り込め詐欺

家にやって来てしつこく商品を売り込まれた

点検商法／かたり商法

「簡単・必ずもうかる」と言われて… サイドビジネス商法／利殖商法／マルチ商法

「無料」「当たりました」の言葉に勧誘されて… 無料・当選商法／SF商法

電話で呼び出されて…／街頭で声をかけられて… アポイントメントセールルス  
キャッチセールルス

「病気が治る」の言葉を信用して買ったら… 薬効うたって勧誘

クーリングオフを活用しましょう

## 架空請求 不当請求

# 身に覚えのない請求書が届いた…



## 架空請求・ 不当請求とは？

ある日突然、メールやはがき、封書などで請求書が届き、金銭を要求されるのが架空請求・不当請求。一度も利用したことがないのに登録料などを請求された場合は「架空請求」。無料と思って利用したサイトから思わず高額を請求された場合を「不当請求」と言います。

### 手口1 債権回収業者から 突然、請求督促状が届いた

債権回収業者の名前で請求督促のはがきが届いた。請求内容には身に覚えのない情報サイトの利用料。「入金がない場合は自宅や勤務先に回収に出向く」との文章もあるが…。

### 手口2 無料だと思って登録したら 後日、高額の請求書が！

「完全無料」とうたっているアダルトサイトの広告を見て、気軽に登録。後日、業者から高額な登録料を請求され、「支払わなければ自宅に督促に行く」と脅迫のメールが届いた。

手口  
3

## ワンクリックで 有料サイトに登録されてしまった

「無料」と表示されていた着メロをダウンロードしようとしたら、アクセスしただけで「登録完了」と表示され、出会い系サイトに登録されてしまった。その後、高額な登録料を請求するメールが届いた。



こんな場合も **要注意!!**

## 注文していない商品代金を 請求された（送りつけ商法）

注文していない商品を一方的に送りつけ、代金引き換えや同封の請求書で金銭を支払わせようとなります。頼んだかどうか不明な荷物は受け取らないようにしましょう。万一受け取った場合も、代金を支払う義務はありません。また、受け取ってから14日間保管義務はありますが、14日間を過ぎたら自由に処分をしても大丈夫です。



## だまされないための

# 撃退マニュアル

## 利用していなければ支払わない

全く根拠のない架空請求の場合、支払う必要はありません。「回収員が自宅へ出向く」「給料の差し押さえ」「強制執行」などの脅し文句に惑わされず、無視しましょう。

## 悪質な場合は警察へ連絡を

請求内容が明らかに不当だったり、しつこくて脅迫的な取り立ての場合は、消費生活センターや警察に連絡しましょう。

## 身に覚えのない請求書が届いた…

## 自分からは連絡しない

連絡すると、電話番号などの個人情報を知られてしまうおそれがあります。その個人情報をを使った新たな取り立て（嫌がらせ）が予想されるので、十分に注意しましょう。



## 「少額訴訟」に気をつけて！

架空請求への対策は「無視する」のが鉄則ですが、最近では「少額訴訟」を悪用した手口が登場しています。「少額訴訟の呼出状」や「裁判所からの支払督促」と思われる場合は、放置せずにすぐに消費生活センターや弁護士会などに相談してください。

## 架空請求・不当請求

**振り込め詐欺  
(オレオレ詐欺)**

# 家族や公的機関などを 装った電話がかかってきて…



## 振り込め詐欺 とは？

家族や警察官、弁護士などを装って電話をかけてきます。家族が借金や交通事故などのトラブルに巻き込まれたとウソを伝え、架空のトラブル解決のためのお金を要求します。また、市区町村や税務署の職員などを装い、税金の還付手続きと思わせてお金をだまし取る還付金詐欺も増えています。

### 手口 1 「今日中に振り込んでほしい」と息子から頼まれ…

「友人の借金の保証人になり、代わりに返済しなければならなくて、お金を貸してほしい」と息子からの電話が！ 取り立てが厳しく、今日中にお金を振り込んでほしいと頼まれ…。

### 手口 2 交通事故で示談のお金が必要と警察から電話が！

警察官を名乗る人から「ご主人が交通事故を起こし、被害者は重傷で病院にいます。高額の治療代がかかり、被害者の家族は金額次第では示談に応じるそうですが…」と電話がきて…。

手口  
3

## 「過払い分を返金します」と連絡があり、ATMへ



電話会社の職員を装った人から「電話料金の過払い分を返金したいのですが」と連絡が入り、「本日15時までに手続きを…」とせかされてATM（現金自動預払機）へ。いろいろな操作を指示されるうちにお金をだまし取られてしまった。

こんな場合も **要注意!!**

## 被害に遭った後、頻繁にあやしい電話が（次々商法）

被害に遭った人のデータが悪質業者の間で回り、「まだお金をだまし取れる」と何度も狙われる二次被害が増えています。あやしい電話がかかってきても、あいまいな返答はせず、毅然とした態度できっぱりと断りましょう。



## だまされないための

# 撃退マニュアル

### 必ず相手を確かめる

「オレオレ」という呼びかけに「○○かい？」などと実名で答えてはいけません。相手が警察や事故の被害者など本人以外だった場合は、どこの警察か、相手の氏名・住所・電話番号などを確認。必ず相手から名乗らせるようにしましょう。また、家族同士で電話する際の合言葉を決めておくとよいでしょう。

### すぐに振り込まない

振り込む前に、直接本人に連絡を取って確認しましょう。また、警察官や弁護士、市区町村の職員などが「すぐにお金を振り込んで」と勧めることはないので、警戒しましょう。

### 脅迫めいた言動を受けたら、警察へ

恐喝まがいの暴言を吐かれても、毅然とした態度で対応し、すぐに警察に通報しましょう。

### いったん電話を切り、相談する

いったん電話を切り、自分の家族か親せきなどに必ず相談しましょう。役所や警察などであれば、NTTの電話番号案内サービス「104」で調べて代表電話にかけ直し、事実を確認するようにしましょう。

### !**送金方法の新たな手段が登場！**

今までの送金方法の主な手口はATMでの振り込みでしたが、インターネットバンキングを使った自宅での振り込みを指定する詐欺も登場しています。また、現金書留や小包（レターパック）、バイク便でお金を送らせるなどさまざまな手段があるので、要注意。



家族や公的機関などを装った電話がかかってきて…

振り込め詐欺

# 家にやって来て しつこく商品を売り込まれた



## 点検商法とは？

突然、業者が自宅を訪問。「ただ今、無料点検サービス中です」などと言って家に上がり込み、点検の結果「このままでは危険」などと不安をあおるような説明をして高額な商品やサービスを売りつけます。

### 手口1 無料の住宅耐震点検の結果 すぐ工事が必要と言われ…

リフォーム業者がやって来て、無料で住宅耐震点検をしてくれたが、「このままでは危険。地震で家が倒れる」と不安をあおられ、補修工事を契約させられてしまった。

### 手口2 この水は危険だからと 浄水器を買わされた

無料の水質検査をしていると水道局の職員を名乗る人が来訪。検査をお願いすると、「この水は危険なので、浄水器が必要」と脅され、高額の浄水器を買わされた。

### こんな場合も要注意!!

#### 災害後、「補助金が出るから」と家屋の修理を勧められた (便乗商法)

台風や地震などの災害で被害を受けた住宅を訪問。「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」と言って勧誘し、壊れた屋根や壁の修理契約をさせます。実際、行政からの補助金などなく、高額な工事費だけを支払わされます。



# かたり商法とは？

消防署や消費者庁など公的機関や有名企業の職員、あるいはそれらの関係者のふりをして訪問。「義務になりました」「法律が変わりました」「今後は使えなくなります」といった言葉で惑わせ、商品やサービスを販売します。



## 手口1 火災警報器をつけてないと罰金をとられると言われ…

消防署の職員を装った人が「住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、つけていないと罰金をとられる」と言って自宅に来訪。罰金と聞いて慌て、高額な火災警報器を購入させられた。

## 手口2 詐欺の被害救済のため、と社債の購入を勧められた

「消費者庁から詐欺の被害救済を委託されている」と連絡があり、「ある会社の社債を購入すれば、詐欺で失ったお金を取り戻す支援をする」と言われ…。



だまされないための

## 撃退マニュアル

### 服装を信用しない

公的機関の制服（のように見える服）を着ているからと安心して、すぐに家に入れないようしましょう。

### 「義務」や「法律」の言葉に要注意

「義務づけられた」「法律が変わって…」といった業者などの言葉をうのみにせず、自分でも直接、関係機関に連絡するなどして調べる習慣をつけましょう。

### 身分証の提示を求める

突然の訪問者には警戒し、身分証の提示を求めましょう。水道局や消防署など公的機関の名前を出されても、信用してはいけません。



家にやって来てしつこく商品を売り込まれた

点検商法／かたり商法

# 「簡単・必ずもうかる」と言われて…

## サイドビジネス商法とは?



「副収入になる」「簡単な仕事で高収入」といった言葉で説いて、仕事をする前に必要だからと教材商品、登録料、代理店契約料、商品買い取り、資格試験講座などの契約をさせます。

## 手口3

### アフィリエイトを始めたがまったく収入にならない

「アフィリエイトで簡単、在宅ワーク」という広告を見つけ、連絡すると、アフィリエイト広告を掲載するためのホームページが必要と言われ、高額な作成料を支払って作ってもらつたが、まったく収入にならず…。

#### アフィリエイト

ホームページやブログにメーカーなどの広告を掲載し、そこを訪れた訪問者がそのリンクをクリックしたり、その広告から商品を購入したりすると報酬を受け取ることができるしくみのこと。

#### ドロップシッピング

仲介業者やメーカーなどと提携契約を結び、販売したい商品をホームページに掲載します。商品の販売価格と卸価格の差が自分の利益になり、在庫を抱えずに売買取引が可能。

※アフィリエイトと同様、サイドビジネス商法に利用されることがあります。

## 手口1

### 仕事を紹介する前に資格取得が必要と言われ…

「パソコンで簡単な在宅ワーク」の広告を見て業者に連絡。検定試験に合格して資格を取得すれば仕事を紹介すると言われて教材を購入するも、何度受けても検定試験は合格せず、仕事も紹介されない。

## 手口2

### 簡単なチラシ配りで高収入ゲットのはずが…

チラシ配りで高収入が得られると勧説された。事前にチラシ代の実費と代理店契約料を支払う必要があったが、掲載の商品が売れれば高い歩合がもらえると言われて契約。しかし、商品が売れたという知らせはなく…。

## こんな場合も要注意!!

### 「毎月モニター料が振り込まれてお得」と勧誘 (モニター商法)

展示会などで「モニター契約をして商品の感想を毎月書けば、そのつどモニター料を支払います」と勧め、高額な商品を購入させます。しかしモニター料は一度も振り込まれれず…。モニター料がもらえれば、購入した商品代金がまかなえると思わせて契約を迫ってきます。

1回もモニター料の振り込みがないわ!



## 利殖商法とは？

「必ずもうかる」「高配当」「値上がり確実」と利益ばかりを強調し、金融商品などの購入を勧誘してきます。銀行預金の金利が低い近年の消費者心理につけ込んだ商法です。

手口  
1

未公開株を購入！  
上場間近でもうかるはずが…

「上場間近で必ずもうかる」と勧められて未公開株を購入。しかし、上場予定時期をすぎても上場せず、取引をした会社とも連絡が取れなくなってしまった。

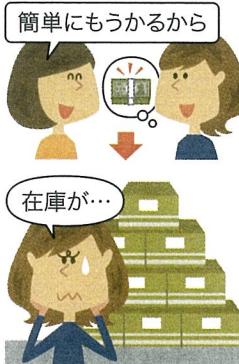


## マルチ商法とは？

「誰でも簡単に高収入が稼げる」と言って勧説し、販売組織に加入させて商品などを購入させます。会員が新規の加入者を勧説すると手数料が入り、自分が勧説した加入者がさらに新たな加入者を増やすことでどんどん手数料も増えていくとうたう商法。

手口  
1

加入者が見つけられず  
在庫とローン返済が残り…



「月に100万円の収入になる」と友人に誘われ、販売組織に加入。クレジットで健康食品を購入したが、加入者が見つけられず、大量の在庫とローン返済だけが残った。

だまされないための

## 撃退マニュアル

### 「簡単」「もうかる」に惑わされない

甘い宣伝文句を信用せず、簡単に高収入は得られないという冷静な判断力を持ちましょう。はじめだけ架空の仕事が用意されてお金が振り込まれる場合もありますが、後が続かなくなることがほとんど。また、出資の話で「絶対にもうかる」「元本保証」などの言葉を使うのは違法です。

### 先行投資の要求には応じない

仕事を始める前にまず自分がお金を支払う、というしきみの仕事は詐欺の危険性が高いので、要注意！ 株や投資信託は十分な知識がないのなら手を出さないのが賢明。



「簡単・必ずもうかる」と言われて… サイドビジネス商法／利殖商法／マルチ商法

# 「無料・当たりました」の 言葉に勧誘されて…

## 無料・当選商法とは？

「無料体験」「当選しました」「懸賞金が当たった」などと特別な優位性を強調して呼び寄せ、高額な商品を売りつけたり、当たった懸賞金を受け取るための申込料などを要求します。

### 手口 1

#### 無料エステだけのつもりが 契約をしてしまった

エステ無料体験へ行くと、体験後、肌荒れやシミなどを指摘された。「今ならお得な美顔コースがある」と紹介され、はじめは断っていたが、熱心な店員に根負けして契約してしまった。

### 手口 2

#### 無料体験教室に参加したら その後、しつこく勧誘され…

「無料体験教室を開催中」と街頭で呼び止められ、パソコン教室に参加。「ビジネス有利」などとしつこく勧誘され、高額な教材セットを契約してしまった。

### 手口 3

#### 当たった旅行券を 受け取るはずが…

「旅行券が当たりました」と電話があり、受け取りのため出向くことに。すると、リゾート施設の利用券について長時間説明され、半ば強引に買わされてしまった。もちろん旅行券はもらえず…。

## こんな場合も要注意!!

### 海外宝くじが当選したと 通知が届き…（海外宝くじ）

海外宝くじが当選したかのようなダイレクトメールが届き、連絡を取ると「1カ月間でもし当選しなければ返金する」と言われて申込料を支払うことになる。その後、宝くじは当たらず、返金もされません。

※国内での海外宝くじの取引は違法行為になるので、絶対に申し込んではいけません。



# SF(催眠)商法とは?

「景品プレゼント」などをエサにして閉めきった会場に人を集めます。格安の商品販売から始めて会場内の雰囲気を盛り上げ、最終的に高額な商品を売りつけます。



## 手口 1

### 次々に売り切っていく 雰囲気にのまれて…



「来場者全員プレゼント」のお知らせを見て特売会場に行くと、紹介される商品が次々に売り切っていき、会場内は興奮状態に。雰囲気にのまれ、高額な健康機器を購入してしまった。

## 手口 2

### 無料景品をもらううちに 高額な商品を買わされた

街頭で「無料で景品をさしあげます」と声をかけられて会場へ。日用品などが配られ、「ほしい人は早い者勝ち」と挙手させられるうちに、最後の目玉商品の高級羽毛布団を買わされた。

## だまされないための

# 撃退マニュアル

## 「無料」の言葉に警戒する

「無料だから」といって誘い、言葉巧みに高額な商品を買わせるのが悪質商法の手口。タダより高いものはないと考え、慎重に行動しましょう。

## 「今だけ」「あなただけ」を疑う

契約を急がせたり、優遇される理由があいまいな場合は悪質商法の危険性大。「今だけお得」「あなただけ特別」と言われても信用してはいけません。

## 閉めきった会場には入らない

自由に出入りできない会場は危険。会場の雰囲気にのまれて「買わないと損」という意識にさせられてしまうので、閉めきった会場には安易に入らないようにしましょう。



## 中途解約料には上限があります！

以下の7つのサービスで契約総額5万円、期間2カ月（エステ・美容医療は1カ月）を超えるものは、クーリングオフ可能期間経過後も中途解約が可能で、解約料にも上限が定められています。

サービスの種類	提供開始前	提供開始後
エステティックサービス	2万円	2万円または契約残高の10%のいずれか低い額
美容医療	2万円	5万円または契約残高の20%のいずれか低い額
外国語会話教室	1万5千円	5万円または契約残高の20%のいずれか低い額
パソコン教室	1万5千円	5万円または契約残高の20%のいずれか低い額
結婚相手紹介サービス	3万円	2万円または契約残高の20%のいずれか低い額
家庭教師	2万円	5万円または1カ月の役務対価のいずれか低い額
学習塾、学習指導	1万1千円	2万円または1カ月の役務対価のいずれか低い額

「無料」「当たりました」の言葉に勧誘されて… 無料・当選商法／SF商法

# 電話で呼び出されて 話をしていたら…



## アポイントメントセールスとは？

販売目的を隠したり、販売目的を告げていても「あなたが選ばれました」などと優待を強調して、電話やSNSで喫茶店や事務所へ呼び出し、契約しないと帰れない状態にして商品やサービスを契約させます。

手口  
1

### 絵画展示会に連れて行かれ 高額な絵を買うはめに…

見知らぬ異性から「今度会わない？」と親しげな電話があり、会うことになると絵画展示会に連れて行かれ、数人の販売員に囲まれて高額な絵を買うまで帰してくれなかつた。

手口  
2

### 特典に釣られて行くと 高額な教材を勧められた

電話で「特別モニターに選ばれました。今なら特典つき」と誘われ、営業所を訪ねてみると、パソコンスキルアップの教材セットを勧められた。

## こんな場合も要注意!!

### デート中、 アクセサリーを買わされ… (デート商法)

ネット上で知り合った異性から誘われた何度目のデートで宝石店に連れて行かれます。「自分がデザインした」と高額なアクセサリーの購入を勧められ、断りきれずに買わされてしまいます。嫌われたくないという恋愛感情につけ込んで契約を迫るのが手口です。



だまされないための

## 撃退マニュアル

### 安易に出向かない

見知らぬ相手からの電話に、簡単に気を許さないようにしましょう。不審な場合は電話の時点できっぱり断ることが大切。断りきれなくても、決して行ってはいけません。

### 相手の目的を見極める

「あなただけ特別」や優しい言葉は誘い出すための口実。目的は高額な商品を購入させることなのです。また「話を聞くだけなら」と足を運んだら最後。契約するまで帰してもらえない状況に追い込まれてしまいます。

## キャッチセールスとは？

駅や繁華街の路上でアンケート調査などを理由に声をかけ、店舗や事務所などに連れて行きます。アンケート後、しつこく商品やサービスの説明をされ、契約を迫ってきます。



### 手口1 養成スクールに入れば タレントになれると言われ…

解約するなら  
違約金を払って



学校の帰り道にスカウトされ、「タレント養成スクールに入れば、売れっこタレントになれる」と言われて契約。帰宅後、両親に話すと猛反対され、断りの電話を入れたら、多額の違約金を請求され…。

### 手口2 アンケートだけのつもりが 高額な化粧品セットを契約

街頭で「アンケートに答えてくれたら、無料で肌をチェックします」と誘われてサロンへ行くと、肌診断後、「年齢の割に肌の調子が悪い」と不安をあおられ、化粧品と美顔器を契約してしまった。

## だまされないための 撃退マニュアル

### 簡単について行かない

見知らぬ人について行くことは危険なことだと心得ましょう。また、アンケートに記入した連絡先が悪質な名簿業者に売られる危険性もあります。

### 「今だけのサービス」はウソ

「お得なのは今だけ」という言葉は、せかして契約させるためのセールストーク。言葉に惑わされず、その場で判断しないようにしましょう。

### きっぱりと断る

密室での長時間の勧説や数人で囲んで断りきれない状況をつくるのが悪質業者の手口。強引な勧説はきっぱりと断りましょう。

簡単について行かない



薬効うたって  
勧誘

# 「病気が治る」の言葉を 信用して買ったら…

連絡先が通じず  
返品できない

絶対やせる 治った

すごい  
効果

!

ところが効果なし…

カタログにはない  
返品・返金条件



## 薬効うたって 勧誘とは？

「絶対にやせる」「病気が治る」など薬事効果をうたって健康食品などを売りつけてきます。効果がなく返品しようとしても困難な返金条件を設定するなどして、返品や返金に応じません。

### 手口1 「全額返金可」の広告を見て 気軽に注文したが…

「効果がなければ全額返金」の宣伝を見て、通販のダイエット食品を購入。効果が見られなかつたので返金を求めるとき返金に必要な書類や複雑な手続きを指示され、結局、返金されなかつた。

### 手口2 体験談を信用して購入したが 効果が見られず…

ひざの痛みがとれるサプリメントの広告に掲載されていた体験談を信用して購入。しかし痛みが消えなかつたので、返品を申し出ると「効果には個人差がある」といって返品に応じてくれなかつた。

### こんな場合も **要注意!!**

#### 落札後に入金したが、 商品が届かない…

(インターネットオークション)

落札した商品が届かない、届いた商品が違つたが返品ができないなど、トラブルの多いインターネットオークション。

- ①出品者の連絡先が実在するか
- ②前払い以外の支払い方法があるか
- ③返品可能か
- ④出品者の評判はどうか、などを確認しておくとよいでしょう。



## だまされないための **撃退マニュアル**

### 宣伝文句に注意

医薬品でなければ薬事効果（絶対やせる・治る、体質を改善するなど）をうたうことは法律で禁じられています。また「効果がなければ返金」の言葉にも注意が必要です。

### 体験談を信用しすぎない

広告などに掲載されている体験談はウソやヤラセの場合があります。多くの人の支持があるから大丈夫、と簡単に信用するのは危険です。

# クーリングオフを活用しましょう

## クーリングオフ制度とは？

いったん契約してしまっても法律で定められた期間内であれば無条件で解除できる制度です。特定商取引法の規制対象となっている取引方法で契約した商品やサービスは、原則すべてクーリングオフの適用対象です。ただし、乗用車などの一部商品・サービスは対象から除外されています。詳しくは最寄りの消費生活センターなどに問い合わせましょう。

【クーリングオフが可能な主な取引と期間】

クーリングオフ	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売（キャッチセールスやアポイントメントセールス、SF商法では店舗契約を含む）による商品やサービスの契約など	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による商品やサービスの契約など	8日間
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介の継続的なサービス契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

## クーリングオフの方法

- ◆ はがき（簡易書留）や内容証明郵便など証拠の残る書面で行います。
- ◆ 「契約を解除する」旨を明記し、支払い済みの代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
- ◆ はがきの場合は、両面のコピーをとって控え伝票とともに保管します。
- ◆ クレジット契約をした場合は、信販会社にも同時に「契約を解除する」旨を通知します。



### 事業者への通知例

通知書  
契約年月日 ○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売者 ○○株式会社  
○○営業所  
担当者 ○○○○  
上記契約は解除します。  
支払い済みの○○○○円  
を返金し、商品はお引き  
取りください。  
通知を出した年月日  
自分の住所・氏名

郵便はがき  
□□□□□□□  
  
事業者住所  
事業者名  
代表者様

### 信販会社への通知例

通知書  
契約年月日 ○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社名 ○○株式会社  
○○営業所  
上記契約は解除します。  
  
通知を出した年月日  
自分の住所・氏名

郵便はがき  
□□□□□□□  
  
信販会社住所  
信販会社名  
代表者様

「病気が治る」の言葉を信用して買ったら… 薬効うたって勧誘

クーリングオフを  
活用しましょう

# 困ったときの相談窓口

## 【総合消費者トラブル相談】

消費者ホットライン お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。受付時間は、相談窓口によって異なります。	188 (イヤヤ!)
警察総合相談 ダイヤル回線および一部のIP電話では使えません。土・日・祝日および夜間は、「直に接続」、または「留守番電話」のいずれかになっています。お住まいの都道府県警察の相談窓口をご利用ください。	#9110 (携帯電話からも可)
日本消費者協会(消費者相談室) 受付(月~金 10:00~12:00、13:00~16:30)	03-5282-5319
経済産業省(消費者相談室)(本省) 受付(月~金 10:00~16:30)	03-3501-4657

## 【電話勧誘に関するトラブル相談】

日本コールセンター協会(電話相談室) 受付(月~金 10:00~16:00)	03-5289-0404
--	--------------

## 【通信販売に関するトラブル相談】

日本通信販売協会(通販110番) 受付(月~金 10:00~12:00、13:00~16:00)	03-5651-1122
--	--------------

## 【訪問販売に関するトラブル相談】

日本訪問販売協会(訪問販売ホットライン) 受付(月~金 10:00~12:00、13:00~16:30)	03-0120-513-506
--	-----------------

## 【クレジット契約に関するトラブル相談】

日本クレジット協会(消費者相談専用電話) 受付(月~金 10:00~12:00、13:00~17:00)	03-5645-3361
--	--------------

## 【金融サービスに関する相談】

金融庁(金融サービス利用者相談室) 受付(月~金 10:00~17:00)	0570-016811 IP電話からは 03-5251-6811
---------------------------------------	--

## 【土曜・日曜に相談できる窓口】

全国消費生活相談員協会 東京 受付(土・日 10:00~12:00、13:00~16:00)	03-5614-0189
大阪 受付(日のみ 10:00~12:00、13:00~16:00)	06-6203-7650
北海道 受付(土のみ 13:00~16:00)	011-612-7518
日本消費生活アドバイザー・東京 受付(日 11:00~16:00)	03-6450-6631
コンサルタント・相談員協会 関西分室 受付(土 10:00~16:00)	06-4790-8110

## 【わが家の相談窓口メモ】(ご自宅の近くの相談窓口の電話番号を書き込んでおきましょう)

(最寄りの) 都道府県消費生活センター	
(最寄りの) 都道府県警察本部	